

## (仮称) 東日本大震災津波を語り継ぐ日条例(素案)の概要等

### 第1 条例制定の趣旨、背景等

#### 1 条例制定の趣旨

東日本大震災津波により亡くなった多くの尊い命に追悼の意を表し、震災の教訓を伝承するとともに、これまでの復興に向けた歩みの中で得られた多くの絆を大切に、一人ひとりの大切な人に想いを寄せ、ふるさと岩手を築いていくことを誓う日として、3月11日を「東日本大震災津波を語り継ぐ日」と定めるものです。

#### 2 条例制定の背景

##### (1) 条例制定の必要性

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により、本県では、かつて経験したことのない被害を受け、突然に多くの大切な人を失いました。自然災害はいつでもどこでも誰にでも起こりうることを知るとともに、家族や友人、地域、国内外の人たちとの絆や人と人とが支えあうことの大切さを改めて実感しました。

本県では、東日本大震災津波の発災直後からこれまで、国内外から数多くの支援をいただきながら、復旧・復興に全力を挙げて取り組んできました。

今後も復興に向けた歩みは続いていきますが、二度と同じ悲劇を繰り返さないために、復興が果たされる日が来ても、東日本大震災津波の記憶を風化させることなく、東日本大震災津波を体験していない世代やこれから生まれてくる子供たちにもあの日の悲しみと教訓を伝承していく必要があります。

また、東日本大震災津波により亡くなった人々の果たせなかった想いを引き継ぎ、未来のために力を合わせてより良い地域を創造し築いていくことが重要です。

##### (2) 条例制定を求める請願の採択

令和2年9月29日、「3月11日を岩手県民の日『大切な人を想う日』にすることについての請願」が岩手県議会に提出され、同年10月27日、採択されました。

上記(1)(2)を踏まえ、3月11日を「東日本大震災津波を語り継ぐ日」と定め、県は、市町村その他の団体と連携しながら、条例の趣旨を広く県民に普及するとともに、その趣旨に沿った取組を行い、県民の自発的な取組の促進に努めていくものです。

### 第2 条例案の内容

#### 1 東日本大震災津波を語り継ぐ日

東日本大震災津波を語り継ぐ日は、3月11日とします。

#### 2 県の取組

県は、東日本大震災津波を語り継ぐ日の趣旨を実現するため、次の取組を実施します。

- (1) 東日本大震災津波を語り継ぐ日の趣旨を広く普及するとともに、その趣旨に沿った取組を行うよう努めます。
- (2) (1)の取組を行うに当たっては、市町村その他の団体との連携に努めます。
- (3) 市町村その他の団体が行う東日本大震災津波を語り継ぐ日の趣旨に沿った取組に対して、必要な協力を行うよう努めます。

### **3 県民の取組の促進**

県は、東日本大震災津波を語り継ぐ日の趣旨に沿った県民の自発的な取組の促進に努めます。